

住民監査請求の手引

【問い合わせ先】

佐世保市監査事務局
(住所) 佐世保市八幡町1番10号
(電話) (0956) 24 - 1111 内線 3231

1 住民監査請求とは（概略）

住民監査請求は、地方公共団体の住民が、その団体の長や職員について、違法もしくは不当な財務会計上の行為があると認めるときに、これを証する書面を添えて、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずることを請求するものです。

この制度は、住民の請求とこれに基づく監査により、地方公共団体の財政面における適正な運営を確保し、住民全体の利益を擁護することを目的としています。

2 どのような場合に監査請求できるのか（監査対象事項）

監査請求できることからは、長、委員会もしくは委員または、職員について、次に掲げる7つの財務会計上の行為により佐世保市に損害を与えたと認めるときに、必要な措置を講ずることを請求することができます。

- (1) 違法もしくは不当な公金の支出があるとき
- (2) 違法もしくは不当な財産の取得、管理、処分があるとき
- (3) 違法もしくは不当な契約の締結、履行があるとき
- (4) 違法もしくは不当な債務その他の義務の負担があるとき
- (5) (1)から(4)までの行為が相当の確実さで予測される場合
- (6) 違法もしくは不当に公金の賦課、徴収を怠る事実があるとき
- (7) 違法もしくは不当に財産の管理を怠る事実があるとき

上記、(1)から(4)までの行為については、原則として、その行為のあった日または終わった日から1年以上経過している場合は、監査請求することができません。ただし、1年を経過したことに正当な理由がある場合はこの限りではありません。

(請求書に、その正当な理由を記載する必要があります)

上記(6)及び(7)については、怠る事実が継続している限り、請求期間の制限はありません。

3 誰がどのようにして監査請求するのか

- (1) 監査請求できる人は、佐世保市の住民（法人を含む。）に限られます。
- (2) 監査請求は、請求人の主張する事実（「請求の要旨」といいます。）について、書面（以下「措置請求書」といいます。）を作成して申し出ることになっています。（地方自治法施行規則の改正により措置請求書等の押印を廃止しています。）
- (3) 措置請求書には、その事実を証明する書面（以下「事実証明書」といいます。）を添付することが必要です。

(注) 事実証明書は、請求の要旨を裏付けるものとして客観的に認められる情報公開で入手した文書や新聞記事などが必要です。

4 措置請求書はどのように作成したらよいか

- (1) 措置請求書の様式
措置請求書に記載する内容については、「請求様式見本」のとおりです。
- (2) 措置請求書の記載に当たっての留意点
 - ア 請求の要旨の項目には、必ず次のことが記載されていなければなりません。
 - ・ 誰が（請求の対象となる職員）
 - ・ いつ、どのような財務会計の行為を行っているか（監査対象事項の特定）
 - ・ その行為は、どのような理由で、違法または不当であるか
 - ・ その結果、佐世保市にどのような損害が発生しているのか
 - イ 請求の要旨に記載された違法または不当な行為について、監査委員に対してどのように必要な措置を求めようとするのかを明記してください。
 - ・ その行為を事後に是正するために必要な措置
 - ・ その行為を事前に防止するために必要な措置
 - ・ その怠る事実を改めるために必要な措置
 - ・ 佐世保市がこうむった損害を補てんするために必要な措置

4-1 (請求様式見本、その1)

監査委員による監査を求める場合

佐世保市職員措置請求書

佐世保市長（〇〇委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

- ※ 請求の要旨の内容は、裏付けとなる事実証明書に基づいて、
- ・ 誰が（請求の対象とする市長等）
 - ・ いつ、どのような「財務会計上の行為及び怠る事実」があるのか。
 - ・ どのような理由で違法または不当であるのか。
 - ・ その結果、どのような損害が発生及び発生する恐れがあるのか。
 - ・ どのような措置を求めているのか。

2 請求者

住 所 佐世保市 町 番 号

職 業

氏 名

(※氏名は必ず自署してください。)

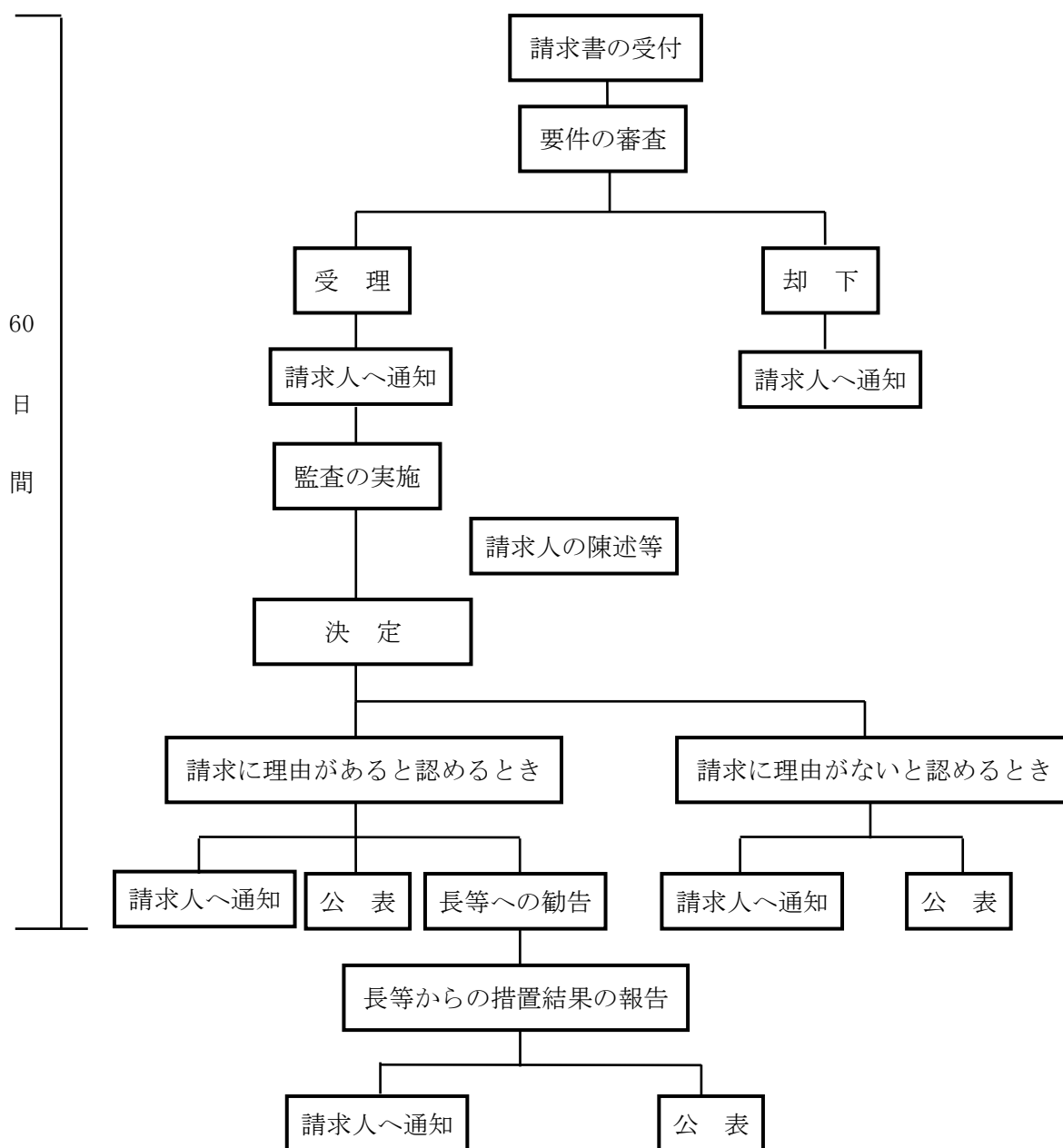
右記（上記）のとおり、地方自治法第二百四十二条第一項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和 年 月 日

佐世保市監査委員あて

※記載は縦書きでも差し支えありませんが、用紙はA4判でお願いします。

○ 監査請求の手続はどのようになっているのか（監査委員による監査の概要）



(注) 請求人は、監査の結果もしくは勧告に不服がある場合には、住民監査請求に係る違法な行為または怠る事実について住民訴訟を提起することができます。また、勧告に対する措置が行われないことなどを不服とする場合に住民訴訟を提起することができます。(地方自治法第 242 条の 2)

なお、住民訴訟を提起できる期間には定めがあります。(地方自治法第 242 条の 2)

4-2 (請求様式見本、その2)

監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める場合

佐世保市職員措置請求書

佐世保市長（〇〇委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

- ※ 請求の要旨の内容は、裏付けとなる事実証明書に基づいて、
- ・ 誰が（請求の対象とする市長等）
 - ・ いつ、どのような「財務会計上の行為及び怠る事実」があるのか。
 - ・ どのような理由で違法または不当であるのか。
 - ・ その結果、どのような損害が発生及び発生する恐れがあるのか。
 - ・ どのような措置を求めているのか。

2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める理由 (上記を求める理由について)

3 請求者

住 所 佐世保市 町 番 号

職 業

氏 名

(※氏名は必ず自署してください。)

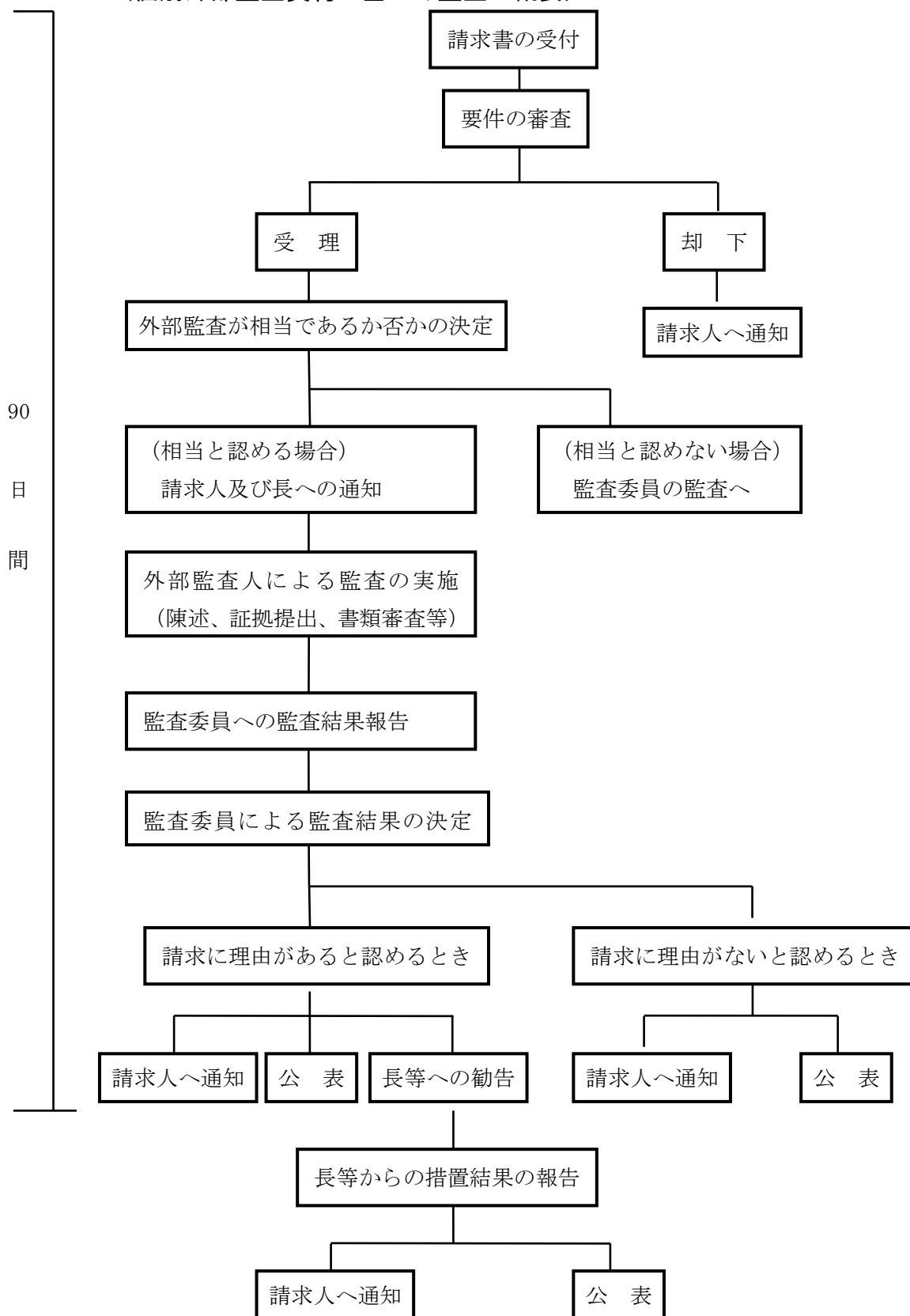
右記（上記）のとおり、地方自治法第二百四十二条第一項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。併せて、同法第二百五十二条の四十三第一項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

令和 年 月 日

佐世保市監査委員あて

※記載は縦書きでも差し支えありませんが、用紙はA4判でお願いします。

○ 監査請求の手続はどのようになっているのか
 (個別外部監査契約に基づく監査の概要)



(注) 請求人は、監査の結果もしくは勧告に不服がある場合には、住民監査請求に係る違法な行為または怠る事実について住民訴訟を提起することができます。また、勧告に対する措置が行われないことなどを不服とする場合に住民訴訟を提起することができます。(地方自治法第 242 条の 2)

なお、住民訴訟を提起できる期間には定めがあります。(地方自治法第 242 条の 2)

※個別外部監査契約に基づく監査については、監査委員の監査に代えて行うことが相当であるか否かの判断が行われ、監査委員により個別外部監査が相当であると認められた場合に、長に対してその旨の通知が行われます。相当と認められない場合は、監査委員による監査が行われます

(上記、請求様式見本その1、その2共通)

委任状

令和 年 月 日

委任者 住所：

氏名：（自署）

委任者 住所：

氏名：（自署）

(以下、同様に、請求人全員を記入追加してください)

私は、都合により _____ を代理人と定め、下記の権限を委任します

委任事項（例として）

請求書及び添付書類の提出、内容説明、確認、陳述会における代理人
に関する一切の件（必要に応じて委任事項を決定して下さい）

受任者 住所：

氏名：（自署）

佐世保市監査委員 様

(上記、請求様式見本その1、その2共通)

代表者選任届

令和 年 月 日

請求人住所：

氏 名： (自署)

請求人住所：

氏 名： (自署)

(以下、同様に、請求人全員を記入追加してください)

令和 年 月 日に提出した佐世保市職員措置請求書に関し、委任事項に関して請求人の代表者を下記のとおり選任しました。

記

委任事項 (例)

請求書に関する受理、却下、補正、確認、陳述会等に関する件及び通知送付先について

郵便番号：

郵便物送付先：

氏 名：

電話番号：

佐世保市監査委員 様